

回生病院奨学金制度

将来・看護師・保健師・助産師を目指して勉強をする学生を対象に、就学期間中の学費の一部を回生病院が負担援助する制度です。

対象

看護師・保健師・助産師養成施設に入学予定又は、在学する学生で、卒業後に回生病院に入職を希望される方。

貸与金額

- | | |
|----------|-----------------------|
| 1. 対象経費 | 授業料及び修学のために必要と認められる経費 |
| 2. 最高限度額 | 月額 50,000 円 |

貸与期間

貸与することになった月から、当該学校における正規の就学期間内とします。ただし、奨学生が疾病その他の事由により修学困難で進級・卒業の見込みがないときなどは、奨学金の貸与を休止又は停止することがあります。

返済の免除

貸与した奨学金は看護師・保健師・助産師養成施設を卒業し、資格取得後、回生病院に3年間勤務したとき免除されます。

一括返済

奨学金の貸与を受けた者が次の各号の一つに該当する場合には、当該各号に規定する理由が生じた日の属する月の翌月に一括返済するものとする

- (1) 奨学金の貸与を停止されたとき
- (2) 教育施設を卒業した日から1年を経過する日までに免許を得しなかったとき
- (3) 免許を取得したのち退職申出があったとき

※詳しくは、下記あてまで連絡下さい。

問い合わせ先

〒762-0007

香川県坂出市室町三丁目5番28号

社会医療法人財団 大樹会

総合病院 回生病院

電話：0877-46-1011（代表）

担当：総務課